業者向け

「令和８年熊本地震」により被災した

# 住宅の応急修理について

## ■応急修理とは

被災した住宅の屋根・外壁などの日常生活に必要な最小限の部分について、市町村が応急的な修理を行い、元の住家に引続き住むことができるようにする制度です。修理費用は市が直接修理業者に支払います。

## ■修理業者の皆様へお願い

- 被災を受けた方で、この制度をご存じでない場合は、**必ずこの制度をご案内ください。**
- この制度は、引き続き住むことを前提としており、工事完了後に**「安心・安全に住める住宅」**となるよう、被災を受けた方に十分説明をしながら打合せを行って下さい

## ■支援対象

り災証明書の区分で**「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」**と記載されている住宅

※全壊の場合、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は支援の対象となります。**一部損壊は対象外**となります。

## ■支援内容

- 全壊、大・中規模半壊、半壊　：最大７５万７千円（税込）
- 準半壊　：最大３６万７千円（税込）
- 一部損壊　：対象外

## ■応急修理対象工事の注意点

・対象となる部分は、日常生活に最低限必要となる**「屋根や外壁、居間、寝室、炊事室、便所、浴室、これらをつなぐ廊下等」**です。　※納戸や客間、使用していない部屋は対象外

・畳やフローリング、壁紙など、仕上げのみの交換は対象外です。
（下地の修理に伴う場合は対象となります。）

・家電製品は対象外です。

・壊れた衛生設備の交換の際、明らかなグレードアップになるものは対象外です。
**（給湯器等破損した設備の品番を写真等で記録しておいてください。また、交換時のアンカーボルト締付等の機器固定写真も提出ください。）**

※詳細については、市民向けチラシの【応急修理の工事例（抜粋）】を参照してください。

■手続きのながれ

業者向け

## 見積り

- まず、**「被害状況がわかる写真」**が申込みをする際に必要になるため、写真を撮っておくように被災者にお声掛けをお願いします。
- 被災者としっかり打合せを行い、応急修理制度を利用し修理をすることになった場合は、 **「修理見積書（様式第３号）」**の作成が必要です。**内訳の詳細がわかる資料（※修理業者 指定の様式で可）を添付**し被災者に渡してください。
  （見積り記載例）〇〇工事　数量×単価=〇円　※一式では対象かどうか判断がつきません
- 修理見積書（様式第３号）については、**消費税込金額**での記載になりますので、税抜金額 で記載されないようお気をつけください。
- 応急修理の対象となる工事を確認して見積書を作成してください。
- 見積金額（応急修理分）に記載の金額が、八代市との契約金額になります。 **それを超える被災者負担分については、被災者と２者間で契約いただき、被災者から 支払いを受けていただくことになります。**

## 契　約

- 被災者から申込書類を受付けた後、八代市から修理業者に対し「応急修理依頼書（様式第４号）」を発行します。
- 応急修理依頼書（様式第４号）を受けられたら、「請書（様式第６号）」　に印紙貼付のうえ、割印したものを１部、八代市まで提出してください。
- 令和 10 年１月 27 日までに工事を完了してください。

## 支払い

- 応急修理が完了したら速やかに**「工事完了報告書（様式第７号）」**を八代市に提出ください。
- 修理見積書（写）と**修理箇所全ての工事写真（施工前、施工中、施工後）の添付**が必要です。**（自立型温水器や壁掛型給湯器のアンカーボルト締付写真も追加で必要です。）**
  **※「工事写真」が無い場合、支払いが出来ない可能性もありますので撮り忘れがないようご注意ください。**
- 八代市での完了検査後に「請求書」を受領し八代市から支払うことになります。

【問い合わせ先】
八代市　営繕課(本庁舎５階)
電話：0965-33-4401
(申請受付窓口：本庁舎１階会議室 C)